第2章 基本計画の基礎条件

第1節 都市構造と土地利用構想

◆立地適正化計画の策定

本市は、まちづくりの初期から、コンパクトな市街地の形成と山麓の豊かな緑の保全を基調とし、良好な住環境をつくり上げてきました。

まちづくりのインフラ整備における最後の重要課題であった北大阪急行線の延伸が動き出した今、「緑豊かな住宅都市」という本市の都市特性に、さらなる都心部への強力なアクセス性・利便性を加え、まち全域において住宅都市としての価値を高める大きな機会を目の前にしています。

本市では、この機を十分に活かすため、2016年(平成28年)2月に「箕面市立地適正化計画」を策定しました。この計画では、「子育て・健康・住環境」をキーワードに、身近な緑を守り、質の高い住環境をまちの魅力にする居住誘導区域の設定、子育てと健康長寿を支える都市機能誘導区域と誘導施設の検討、豊かな緑と抜群の利便性を両立する公共交通ネットワークの構築をめざすこととしています。

なお、立地適正化計画は、今後の住民生活に大きな影響が出る要素を含んでいることから、二度のパブリックコメントで市民から意見をいただいたほか、都市計画審議会で意見をいただくなど、丁寧なステップで策定を行いました。

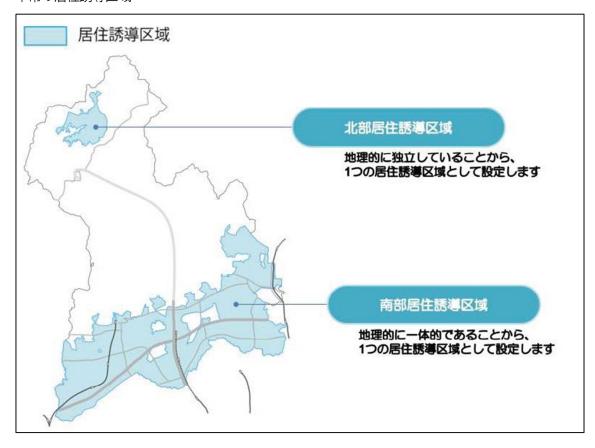
今後の都市構造と土地利用の重要な指針となる立地適正化計画から、「居住誘導区域」 「都市機能誘導区域と誘導施設」「公共交通ネットワーク」について、以降で説明します。

◆居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう誘導すべき区域です。本市では、南北の居住誘導区域において、居住誘導区域内の都市機能誘導区域へのアクセスを向上するため、駅などの公共交通拠点から都市機能までの歩道のバリアフリー化の促進、端末交通(※)から鉄道への乗り換え利便性の向上のための交通結節点整備など、区域内の公共交通によるアクセシビリティ向上等を図る必要があります。

なお、本市の市街化区域の中で居住誘導区域に含まれないエリアは、土砂災害のハザードエリア、地区計画などで住宅の建築を排除しているエリア、守るべき緑のエリア、将来的にも人口密度が低く地域特性上これ以上の人口流入が相応しくないエリアの4属性です。

本市の居住誘導区域



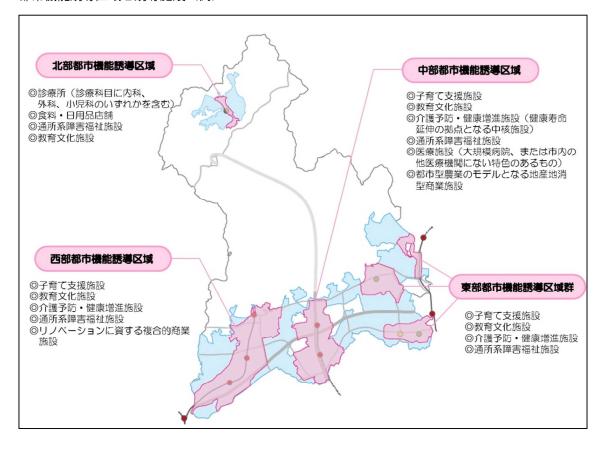
※端末交通……代表交通機関と出発地・目的地をつなぐ交通手段

◆都市機能誘導区域と誘導施設

国が示している都市計画運用指針では、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心 拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図 られるように、都市機能誘導区域を居住誘導区域内に設定することとされています。

本市では、都市機能をより多くの市民が活用できるよう、鉄道駅やバスターミナルを中心とした半径1kmの範囲に都市機能誘導区域を設定するとともに、各地域の特性に合わせ、不足している都市機能を整備します。また、人口流入を促す戦略的な都市機能を導入していくことが重要です。

都市機能誘導区域と誘導施設(例)

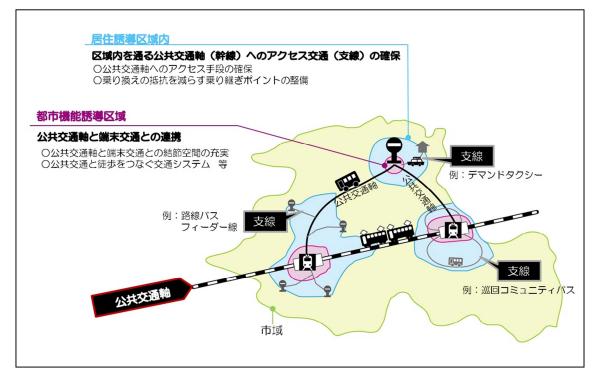


◆公共交通ネットワーク

公共交通ネットワークは、居住誘導区域や都市機能誘導区域といった複数の「極」を結び、誰でも必要な機能にアクセスできる環境を整えるために欠かすことができない要素です。

都市の骨格となる公共交通軸を設定した上で、居住誘導区域内においては、区域内を通る公共交通軸(幹線)へのアクセス交通(支線)を確保するため、公共交通軸を中心とした交通体系の構築やバス停などの乗り換え環境の充実を、都市機能誘導区域では、公共交通軸と端末交通との連携などにより公共交通軸から都市機能へのアクセスの確保を図る必要があります。

公共交通ネットワークのイメージ



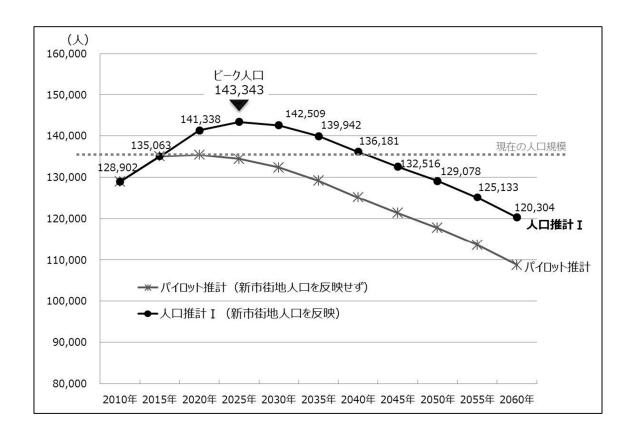
第2節 人口推計

◆箕面市人口ビジョン

2014年(平成26年)11月の「まち・ひと・しごと創生法」の施行、同年12月の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定を受け、地方公共団体は「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定することが求められました。本市は2015年(平成27年)10月に「箕面市人口ビジョン」と「箕面市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。なお、「箕面市人口ビジョン」では2060年まで3パターンの人口推計を行いました。

1. 人口推計 I (素の人口推計)

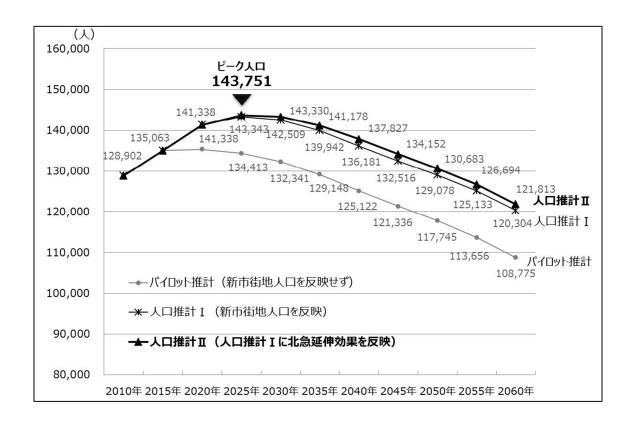
人口推計 I は、既成市街地のみの長期的な移動傾向のみを条件とした推計(パイロット推計)に、新市街地(彩都や箕面森町など)の人口定着の見通しを加味した推計です。



2. 人口推計Ⅱ

人口推計 II は、人口推計 II に北大阪急行線の延伸による人口増加を加味したものです。 北大阪急行線の延伸により、本市から大阪市内都心部へ乗り換えなしのダイレクトアクセスが可能になることで、本市の住宅都市としての魅力が大きく向上し、流入人口の増加が見込まれます。

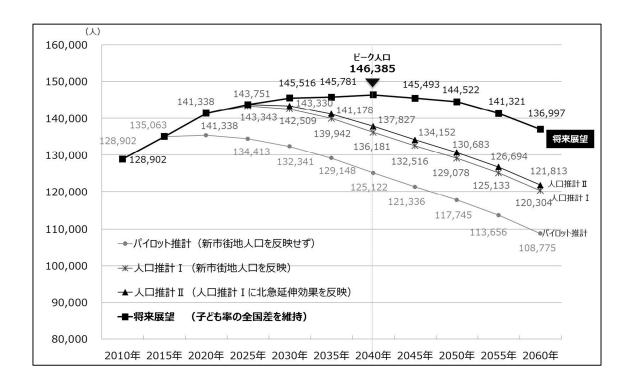
以上により、北大阪急行線の延伸事業は人口変動にも影響を与えるものであることから、その効果を加味した人口推計を行いました。



3. 将来展望

将来展望は、人口推計 II に子育て支援のさらなる充実による人口増効果を加味したものです。現在、本市の子ども率(総人口に占める年少人口(0~14歳人口)の割合)は15.0%で、全国の値を2.5ポイント上回っています。これは、「子育てしやすさ日本一」をめざす子育て支援策の効果によると推定されます。

しかしながら、2025年(平成37年)頃までに新市街地への人口定着が完了するため、年少世代の新たな転入数が落ち着くことや、それまでに増加した年少人口が15歳以上になるため、相対的に子ども率が押し下げられ、全国との差は2.5ポイントを割り込む見込みです。そこで、本市では、子どもの多い活気あるまちをめざすため、現在の「全国に比べて子ども率が2.5ポイント高い」という状態を将来にも維持することを目標とし、それに基づく推計を将来展望とします。

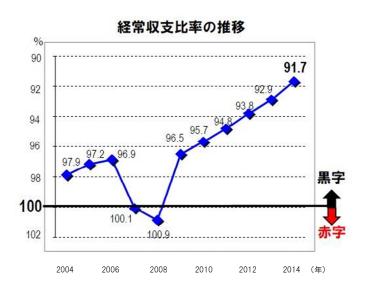


第3節 財政運営の考え方

1. 本市の財政状況

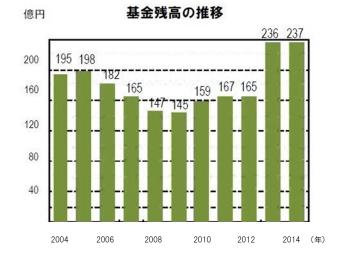
本市の財政は、2007年度(平成19年度)決算において、経常収支比率が初めて100%を超え経常赤字に陥るとともに、2009年度(平成21年度)からの5年間で約273億円の財源が不足する見通しであることが判明しました。危機的な財政状況から脱却するため、様々な行財政改革に取り組みました。その結果、「財政の完全黒字化」と「財源不足の解消」を達成し、危機的状況から脱却することができました。

このような状況のもと、自らを律するルールとして、2014 年(平成 26 年)3 月に、「箕面市財政運営基本条例」を制定しました。この条例は、将来世代に負担を先送りせず、これまでの改革の成果を維持し、財政規律を高いレベルで堅持することを義務付けたものです。



財政の柔軟性を表す経常収支比率 は 2009 年度 (平成 21 年度) から 6 年連続で改善しています。

※家計に例えると、「毎月の給料で、毎月 の生活費が賄えているか?」を示していま す。

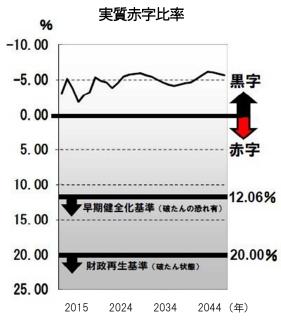


将来の財政需要に備え、計画的な積立てを実施してきた結果、基金残高は 2008 年度(平成 20 年度)から約90億円増加しました。

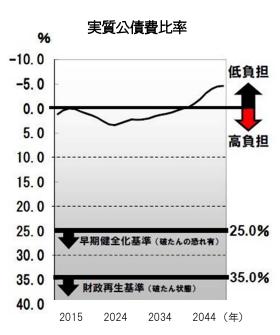
※基金とは家計で例えると貯金にあたります。

2. 中長期の財政見通し

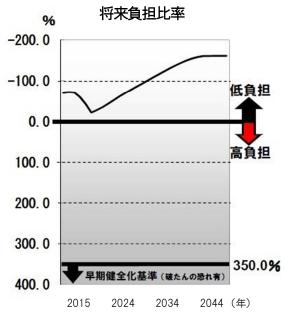
本市では財政運営基本条例に基づき、毎年度、中長期の財政収支試算を行っています。 ここでは、財政の健全性を示す指標について、今後30年間の推計を中長期の財政見通しと して示します。



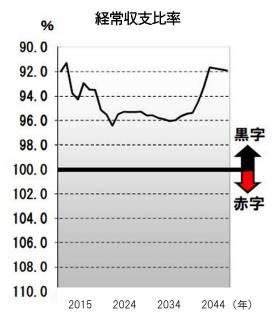
家計に例えると、「年収に対する赤字の割合」を示しています。



家計に例えると、「年収に対するその年のローン返済額の割合」を示しています。



家計に例えると、「年収に対するローン残高など将来支払わなければならない額の割合」を示しています。



家計に例えると、「毎月の給料で、毎月の生活費が賄えているか?」を示しています。